

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

傷病手当金制度の新設（附則第10項から第15項まで）

(1) 対象者

給与等の支払を受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者
又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（1年6か月を限度）

(3) 対象日

対象期間のうち労務に就くことを予定していた日

(4) 手当金額

直近3か月の1日当たり平均給与等の額 × 2/3 × 対象日数

※1日当たり限度額：1,390,000円 × 1/30 × 2/3 = 30,887円

（令和2年度の健康保険の最高等級の標準報酬月額 1,390,000円）

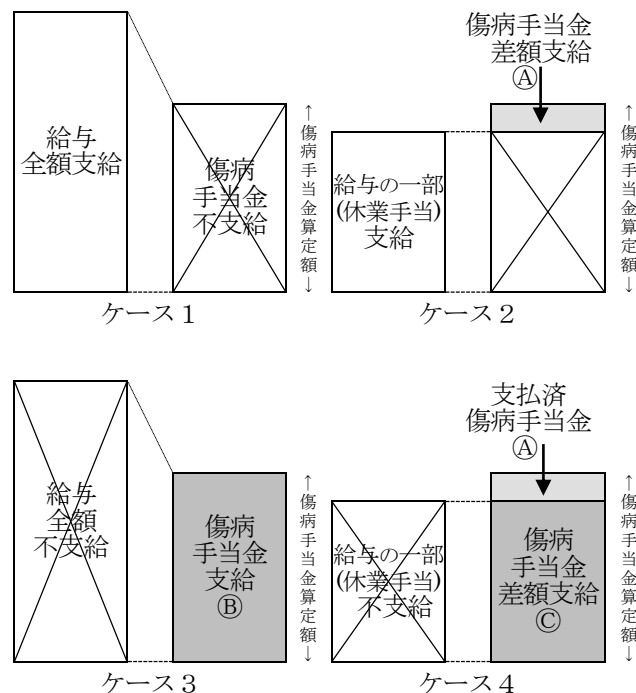
(5) 支給調整

・給与等の全部又は一部を受けることができる期間は支給しない。（ケース1）
ただし、給与等の一部の額が傷病手当金算定額より少ないときは、その差額①を支給する。（ケース2）

・受けることができるはずであった給与等の全部又は一部を受けられなかったときは、傷病手当金の全額②又はその差額③を支給する。

（ケース3・ケース4）

この場合、市が支給した金額（②・③）は事業主から徴収する。



2. 施行期日

公布の日

3. 適用

傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。